令和 2 年 1 月31日分

庁名 札幌地方検察庁

		受 理			処 理		未済	次期上申
	当期受理	前期未済	合計	当期上申	その他	合計	件数	予定件数
基準四該当			0	I		0	0	
うち公選法		•	0		İ	0	0	
基準五1該当		4	4	:		0	4	4
うち公選法			0	Ì		0	0	
基準五2該当			0			0	0	
うち公選法	970000 ACC - 1 10000 7700000000000000000000000000000		0			0	0	
総計	0	4	4	0	0	0	4	4

(参考) 基準非該当につき常時恩赦として当期に受理した件数

0 件

- 1特別基準恩赦該当事案についてのみ計上する。基準には該当しないが常時恩赦として出願を受理したものについては、(参考)欄に記載する。
- 2「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間(例えば、11月21日を提出期限とする通知の場合、当期とは、11月9日から11月20日までの期間)を指し、「前期」とは当期前の直近の期間を 指す。
- 3「当期受理」には、職権上申の事務に着手したものを含む。
- 4「前期未済」は、前期の報告に係る「未済件数」と一致する。
- 5「その他」は、出願取下げや出願者死亡の件数である。
- 6受理の「合計」-処理の「合計」=「未済件数」となる。
- 7管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。

令和2年1月末日分

庁名 盛岡地方検察庁

		受 理			処 理		未済	次期上申
	当期受理	前期未済	合計	当期上申	その他	合計	件数	予定件数
基準四該当	0	0	0	0	0	0	0	
うち公選法	0	0	0	0	0	0	0	
基準五1該当	0	1	1	1	0	1	0	
うち公選法	0	0	0	0	0	0	0	
基準五2該当	0	0	0	0	0	0	0	
うち公選法	0	0	0	0	0	0	0	
総計	0	1	1	1	0	1	0	0

(参考) 基準非該当につき常時恩赦として当期に受理した件数 0件

- 1 特別基準恩赦該当事案についてのみ計上する。基準には該当しないが常時恩赦として出願を受理したものについては、(参考)欄に記載する。
- 2「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間(例えば、11月21日を提出期限とする通知の場合、当期とは、11月9日から11月20日までの期間)を指し、「前期」とは当期前の直近の期間を指す。
- 3「当期受理」には、職権上申の事務に着手したものを含む。
- 4「前期未済」は、前期の報告に係る「未済件数」と一致する。
- 5「その他」は、出願取下げや出願者死亡の件数である。
- 6受理の「合計」-処理の「合計」=「未済件数」となる。
- 7 管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。

特別基準恩赦受理処理状況(その2:罪名別受理状況)

庁名 盛岡地方検察庁

令和2年1月末日分

番号	罪名	氏名	刑の内容	願書受理日
1	E TERRETE			
	1			
				+ •
			,	

- 1当期において受理した案件は、罪名ごとに、氏名及び刑の内容を記載する(同一の者に複数の刑があるときは、その者に係る記載は複数行にわたることとなる。)。
- 2「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間(例えば、11月21日を提出期限とする通知の場合、当期とは、11月9日から11月20日までの期間)を指す。
- 3管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。

令和2年1月31日分

庁名 仙台地方検察庁

		受 理			処 理		未済	次期上申
	当期受理	前期未済	合計	当期上申	その他	合計	件数	予定件数
基準四該当	1	-	1			0	1	
うち公選法			0			0	0	
基準五1該当		1	1			0	1	
うち公選法	eraci umachena		0			0	0	
基準五2該当			0		:	0	0	
うち公選法			0			0	0	
総計	1	1	2	0	0	0	2	0

(参考) 基準非該当につき常時恩赦として当期に受理した件数

件

- 1特別基準恩赦該当事案についてのみ計上する。基準には該当しないが常時恩赦として出願を受理したものについては、(参考)欄に記載する。
- 2「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間(例えば、11月21日を提出期限とする通知の場合、当期とは、11月9日から11月20日までの期間)を指し、「前期」とは当期前の直近の期間を指す。
- 3「当期受理」には、職権上申の事務に着手したものを含む。
- 4「前期未済」は、前期の報告に係る「未済件数」と一致する。
- 5「その他」は、出願取下げや出願者死亡の件数である。
- 6受理の「合計」-処理の「合計」=「未済件数」となる。
- 7管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。

特別基準恩赦受理処理状況(その2:罪名別受理状況)

庁名 仙台地方検察庁

令和2年1月31日分

番号	罪名	氏名	刑の内容	願書受理日
1			在 第二次	

【記載要領】

1当期において受理した案件は、罪名ごとに、氏名及び刑の内容を記載する(同一の者に複数の刑があるときは、その者に係る記載は複数行にわたることとなる。)。

2「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間(例えば、11月21日を提出期限とする通知の場合、当期とは、11月9日から11月20日までの期間)を指す。

3管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。

特別基準恩赦受理処理状況(その1:統計表)

令和2年1月31日分

庁名 東京高等検察庁

		受 理			処 理		未済	次期上申
	当期受理	前期未済	合計	当期上申	その他	合計	件数	予定件数
基準四該当		:	0			0	0	
うち公選法	AMARIA A AMARIAN AND AND AND AND AND AND AND AND AND A	The second secon	0	i	:	0	0	
基準五1該当		1	1	1	!	1	0	0
うち公選法	The second se		0	i		0	0	
基準五2該当		:	0	e · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		0	0	
うち公選法			0	i	-	0	0	
総計	0	1	1	1 .	0	1	0	0

(参考) 基準非該当につき常時恩赦として当期に受理した件数 件

- 1特別基準恩赦該当事案についてのみ計上する。基準には該当しないが常時恩赦として出願を受理したものについては、(参考)欄に記載する。
- 2 「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間(例えば、11月21日を提出期限とする通知の場合、当期とは、11月9日から11月20日までの期間)を指し、「前期」とは当期前の直近の期間を指す。
- 3「当期受理」には、職権上申の事務に着手したものを含む。
- 4「前期未済」は、前期の報告に係る「未済件数」と一致する。
- 5「その他」は、出願取下げや出願者死亡の件数である。
- 6受理の「合計」-処理の「合計」=「未済件数」となる。
- 7管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。

別紙3 特別基準恩赦受理処理状況(その1:統計表)

令和2年1月31日分

庁名 東京地方検察庁

		受 理			処 理		未済	次期上申
	当期受理	前期未済	合計	当期上申	その他	合計	件数	予定件数
基準四該当		2	2		1	0	2	
うち公選法		Reserved regions and material, contrasting and in contrasting areas.	0	i		0	0	-
基準五1該当	2	11	13	1	ï	1	12	
うち公選法			0			0	0	
基準五2該当			0			0	0	
うち公選法	,		0		1	0	0	
総計	2	13	15	1	0	1	14	0

(参考) 基準非該当につき常時恩赦として当期に受理した件数

0 件

- 1特別基準恩赦該当事案についてのみ計上する。基準には該当しないが常時恩赦として出願を受理したものについては、(参考)欄に記載する。
- 2「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間(例えば、11月21日を提出期限とする通知の場合、当期とは、11月9日から11月20日までの期間)を指し、「前期」とは当期前の直近の期間を指す。
- 3「当期受理」には、職権上申の事務に着手したものを含む。
- 4「前期未済」は、前期の報告に係る「未済件数」と一致する。
- 5 「その他」は、出願取下げや出願者死亡の件数である。
- 6受理の「合計」-処理の「合計」=「未済件数」となる。
- 7管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。

特別基準恩赦受理処理状況(その2:罪名別受理状況)

庁名 東京地方検察庁

令和2年1月31日分

番号	罪名	氏名	刑の内容	願書受理日		
1				以为工运运		
2		SHEET		BORTH ST		

- 1当期において受理した案件は、罪名ごとに、氏名及び刑の内容を記載する(同一の者に複数の刑があるときは、その者に係る記載は複数行にわたることとなる。)。
- 2「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間(例えば、11月21日を提出期限とする通知の場合、当期とは、11月9日から11月20日までの期間)を指す。
- 3管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。

令和2年1月31日分

庁名 横浜地方検察庁

		受 理			処 理		未済	次期上申
	当期受理	前期未済	合計	当期上申	その他	合計	件数	予定件数
基準四該当			0			0	0	
うち公選法			0			0	0	nasanana na asalan irananan na asalan irananan
基準五1該当	0	5	5			0	5	
うち公選法			0		:	0	0	
基準五2該当			0			0	0	
うち公選法		Į.	0			0	0	
総計	0	5	5	0	0	0	5	0

(参考) 基準非該当につき常時恩赦として当期に受理した件数

0 件

- 1 特別基準恩赦該当事案についてのみ計上する。基準には該当しないが常時恩赦として出願を受理したものについては、(参考)欄に記載する。
- 2「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間(例えば、11月21日を提出期限とする通知の場合、当期とは、11月9日から11月20日までの期間)を指し、「前期」とは当期前の直近の期間を指す。
- 3「当期受理」には、職権上申の事務に着手したものを含む。
- 4「前期未済」は、前期の報告に係る「未済件数」と一致する。
- 5「その他」は、出願取下げや出願者死亡の件数である。
- 6受理の「合計」-処理の「合計」=「未済件数」となる。
- 7管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。

特別基準恩赦受理処理状況(その2:罪名別受理状況)

庁名 横浜地方検察庁

令和2年1月31日分

番号	罪名	氏名	刑の内容	願書受理日
		·		

- 1 当期において受理した案件は,罪名ごとに,氏名及び刑の内容を記載する(同一の者に複数の刑があるときは,その者に係る記載は複数行にわたることとなる。)。
- 2 「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間(例えば、11月21日を提出期限とする通知の場合、当期とは、11月9日から11月20日までの期間)を指す。
- 3 管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。

令和2年1月31日分

庁名 さいたま地方検察庁

		受 理			処 理		未済	次期上申
	当期受理	前期未済	合計	当期上申	その他	合計	件数	予定件数
基準四該当			0			0	0	
うち公選法	Booksens and the areas to		0			0	0	
基準五1該当	2	1	3			0	3	
うち公選法			0			0	0	
基準五2該当			0			0	0	
うち公選法			0			0	0	
総計	2	1	3	0	0	0	3	0

(参考) 基準非該当につき常時恩赦として当期に受理した件数

件

- 1特別基準恩赦該当事案についてのみ計上する。基準には該当しないが常時恩赦として出願を受理したものについては、(参考)欄に記載する。
- 2 「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間(例えば、11月21日を提出期限とする通知の場合、当期とは、11月9日から11月20日までの期間)を指し、「前期」とは当期前の直近の期間を指す。
- 3「当期受理」には、職権上申の事務に着手したものを含む。
- 4「前期未済」は、前期の報告に係る「未済件数」と一致する。
- 5「その他」は、出願取下げや出願者死亡の件数である。
- 6受理の「合計」-処理の「合計」=「未済件数」となる。
- 7 管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。

特別基準恩赦受理処理状況(その2:罪名別受理状況)

庁名 さいたま地方検察庁

令和2年1月31日分

番号	罪名	氏名	刑の内容	願書受理日
1	(1) 2 (A) (A)	43.75 (2.25)		
2		51.50 F. 15		
3			REPORT OF THE PARTY OF THE PART	世界

【記載要領】

1当期において受理した案件は、罪名ごとに、氏名及び刑の内容を記載する(同一の者に複数の刑があるときは、その者に係る記載は複数行にわたることとなる。)。

2「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間(例えば、11月21日を提出期限とする通知の場合、当期とは、11月9日から11月20日までの期間)を指す。

3管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。

令和 2年 1月31日分

庁名 水戸地方検察庁

		受 理			処 理		未済	次期上申
	当期受理	前期未済	合計	当期上申	その他	合計	件数	予定件数
基準四該当		İ	0			0	0	
うち公選法			0			0	0	
基準五1該当	1		1	1		0	1	1
うち公選法		•••	0	Among condition to C district and the C district an		0	0	
基準五2該当			0			0	0	
うち公選法			0			0	0	
総 計	1	0	1	0	0	0	1	1

(参考) 基準非該当につき常時恩赦として当期に受理した件数 件

- 1特別基準恩赦該当事案についてのみ計上する。基準には該当しないが常時恩赦として出願を受理したものについては、(参考)欄に記載する。
- 2「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間(例えば、11月21日を提出期限とする通知の場合、当期とは、11月9日から11月20日までの期間)を指し、「前期」とは当期前の直近の期間を指す。
- 3「当期受理」には、職権上申の事務に着手したものを含む。
- 4「前期未済」は、前期の報告に係る「未済件数」と一致する。
- 5「その他」は、出願取下げや出願者死亡の件数である。
- 6受理の「合計」-処理の「合計」=「未済件数」となる。
- 7管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。

特別基準恩赦受理処理状況(その2:罪名別受理状況)

庁名 水戸地方検察庁

令和 2年 1月31日分

受理日	願書受理	刑の内容	氏名	罪名	番号
				3/44/4/45	1
		WARRANG AND THE STREET, THE ST			
_					

- 1当期において受理した案件は、罪名ごとに、氏名及び刑の内容を記載する(同一の者に複数の刑があるときは、その者に係る記載は複数行にわたることとなる。)。
- 2「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間(例えば、11月21日を提出期限とする通知の場合、当期とは、11月9日から11月20日までの期間)を指す。
- 3管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。

令和2年1月31日分

庁名 宇都宮地方検察庁

		受 理			処 理		未済	次期上申
	当期受理	前期未済	合計	当期上申	その他	合計	件数	予定件数
基準四該当			0			0	0	
うち公選法			. 0		į	0	0	
基準五1該当		2	2			0	2	
うち公選法			0			0	0	
基準五2該当			0			0	0	
うち公選法			0	***		0	0	
—————————————————————————————————————	0	2	2	0	0	0	2	0

(参考) 基準非該当につき常時恩赦として当期に受理した件数 0件

- 1特別基準恩赦該当事案についてのみ計上する。基準には該当しないが常時恩赦として出願を受理したものについては、(参考)欄に記載する。
- 2 「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間(例えば、11月21日を提出期限とする通知の場合、当期とは、11月9日から11月20日までの期間)を指し、「前期」とは当期前の直近の期間を指す。
- 3「当期受理」には、職権上申の事務に着手したものを含む。
- 4「前期未済」は、前期の報告に係る「未済件数」と一致する。
- 5 「その他」は、出願取下げや出願者死亡の件数である。
- 6受理の「合計」-処理の「合計」=「未済件数」となる。
- 7 管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。

特別基準恩赦受理処理状況 (その2:罪名別受理状況)

庁名 宇都宮地方検察庁

令和2年1月31日分

番号	罪名	氏名	刑の内容	願書受理日
			•	

- 1 当期において受理した案件は、罪名ごとに、氏名及び刑の内容を記載する(同一の者に複数の刑があるときは、その者に係る記載は複数行にわたることとなる。)。
- 2「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間(例えば、11月21日を提出期限とする通知の場合、当期とは、11月9日から11月20日までの期間)を指す。
- 3管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。

令和2年1月31日分

庁名 静岡地方検察庁

		受 理			処 理		未済	次期上申
	当期受理	前期未済	合計	当期上申	その他	合計	件数	予定件数
基準四該当	0	1	1			0	1	
うち公選法	MANAGEMENTAL 19 - 1		0	<u>:</u>		0	0	
基準五1該当	0	2	2			0	2	
うち公選法			0			0	0	;
基準五2該当			0			0	0	
うち公選法		1	0	1		0	0	
総計	0	3	3	0	0	0	3	0

(参考) 基準非該当につき常時恩赦として当期に受理した件数 0件

- 1 特別基準恩赦該当事案についてのみ計上する。基準には該当しないが常時恩赦として出願を受理したものについては、(参考)欄に記載する。
- 2 「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間(例えば、11月21日を提出期限とする通知の場合、当期とは、11月9日から11月20日までの期間)を指し、「前期」とは当期前の直近の期間を指す。
- 3「当期受理」には、職権上申の事務に着手したものを含む。
- 4「前期未済」は、前期の報告に係る「未済件数」と一致する。
- 5「その他」は、出願取下げや出願者死亡の件数である。
- 6受理の「合計」 処理の「合計」 = 「未済件数」となる。
- 7管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。

特別基準恩赦受理処理状況(その2:罪名別受理状況)

庁名 静岡地方検察庁

令和2年1月31日分

番号	罪名	氏名	刑の内容	願書受理日
1		·		
-2				
3		該当		
4				
5				
6				

【記載要領】

1 当期において受理した案件は,罪名ごとに,氏名及び刑の内容を記載する(同一の者に複数の刑があるときは,その者に係る記載は複数行にわたることとなる。)。

2「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間(例えば、11月21日を提出期限とする通知の場合、当期とは、11月9日から11月20日までの期間)を指す。

3 管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。

令和2年1月31日分

庁名 長野地方検察庁

		受 理			処 理		未済	次期上申
	当期受理	前期未済	合計	当期上申	その他	合計	件数	予定件数
基準四該当			0		:	0	0	
うち公選法			0			0	0	
基準五1該当		3	3			0	3	
うち公選法			0			0	0	
基準五2該当			0		:	0	0	
うち公選法			0			0	0	
総計	0	3	3	0	0	0	3	0

(参考) 基準非該当につき常時恩赦として当期に受理した件数

件

- 1 特別基準恩赦該当事案についてのみ計上する。基準には該当しないが常時恩赦として出願を受理したものについては、(参考)欄に記載する。
- 2「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間(例えば、11月21日を提出期限とする通知の場合、当期とは、11月9日から11月20日までの期間)を指し、「前期」とは当期前の直近の期間を指す。
- 3「当期受理」には、職権上申の事務に着手したものを含む。
- 4「前期未済」は、前期の報告に係る「未済件数」と一致する。
- 5「その他」は、出願取下げや出願者死亡の件数である。
- 6受理の「合計」-処理の「合計」=「未済件数」となる。
- 7管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。

特別基準恩赦受理処理状況(その2:罪名別受理状況)

庁名 長野地方検察庁

令和2年1月21日分

番号	罪名	氏名	刑の内容	願書受理日

- 1 当期において受理した案件は、罪名ごとに、氏名及び刑の内容を記載する(同一の者に複数の刑があるときは、その者に係る記載は複数行にわたることとなる。)。
- 2 「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間(例えば、11月21日を提出期限とする通知の場合、当期とは、11月9日から11月20日までの期間)を指す。
- 3管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。

特別基準恩赦受理処理状況(その1:統計表)

令和2年1月31日分

庁名 福井地方検察庁

		受 理		·	処 理		未済	次期上申
	当期受理	前期未済	合計	当期上申	その他	合計	件数	予定件数
基準四該当			.0			0	0	
うち公選法			0			0	0	
基準五1該当			0			0	0	
うち公選法			0	The second secon		0	0	
基準五2該当		1	1			0	1	1
うち公選法			0			0	0	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
総計	0	1	1	0	0	0	1	1

(参考) 基準非該当につき常時恩赦として当期に受理した件数 件

- 1 特別基準恩赦該当事案についてのみ計上する。基準には該当しないが常時恩赦として出願を受理したものについては、(参考)欄に記載する。
- 2「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間(例えば、11月21日を提出期限とする通知の場合、当期とは、11月9日から11月20日までの期間)を指し、「前期」とは当期前の直近の期間を指す。
- 3「当期受理」には、職権上申の事務に着手したものを含む。
- 4「前期未済」は、前期の報告に係る「未済件数」と一致する。
- 5 「その他」は、出願取下げや出願者死亡の件数である。
- 6受理の「合計」-処理の「合計」=「未済件数」となる。
- 7管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。

特別基準恩赦受理処理状況(その2:罪名別受理状況)

庁名 福井地方検察庁

令和2年1月31日分

番号	罪名	氏名	刑の内容	願書受理日
1 💆			THEFT	製作在對外等等
2		Mirabia .		四次被联系
			THE STATE OF THE S	

- 1当期において受理した案件は、罪名ごとに、氏名及び刑の内容を記載する(同一の者に複数の刑があるときは、その者に係る記載は複数行にわたることとなる。)。
- 2「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間(例えば、11月21日を提出期限とする通知の場合、当期とは、11月9日から11月20日までの期間)を指す。
- 3管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。

令和2年1月31日分

庁名 岐阜地方検察庁

		受 理			処 理		未済	次期上申
	当期受理	前期未済	合計	当期上申	その他	合計	件数	予定件数
基準四該当			0		1	0	0	
うち公選法	, , ,	!	0			0	0	
基準五1該当		1	1	1	1	1	0	
うち公選法			0		!	0	0	
基準五2該当			0			0	0	
うち公選法			0			0	0	The commence of the commence o
総計	0	1	1	1	0	1	0	0

(参考) 基準非該当につき常時恩赦として当期に受理した件数 件

- 1 特別基準恩赦該当事案についてのみ計上する。基準には該当しないが常時恩赦として出願を受理したものについては、(参考)欄に記載する。
- 2「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間(例えば、11月21日を提出期限とする通知の場合、当期とは、11月9日から11月20日までの期間)を指し、「前期」とは当期前の直近の期間を指す。
- 3「当期受理」には、職権上申の事務に着手したものを含む。
- 4「前期未済」は、前期の報告に係る「未済件数」と一致する。
- 5「その他」は、出願取下げや出願者死亡の件数である。
- 6 受理の「合計」 処理の「合計」 = 「未済件数」となる。
- 7 管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。

特別基準恩赦受理処理状況(その2:罪名別受理状況)

庁名 岐阜地方検察庁

令和 年 月 日分

番号	罪名	氏名	刑の内容	願書受理日
	·			

- 1当期において受理した案件は、罪名ごとに、氏名及び刑の内容を記載する(同一の者に複数の刑があるときは、その者に係る記載は複数行にわたることとなる。)。
- 2「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間(例えば、11月21日を提出期限とする通知の場合、当期とは、11月9日から11月20日までの期間)を指す。
- 3管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。

令和2年1月30日分

庁名 名古屋高等検察庁

		受 理			処 理		未済	次期上申
	当期受理	前期未済	合計	当期上申	その他	合計	件数	予定件数
基準四該当		1	1			0	1	
うち公選法		:	0			0	0	
基準五1該当			0			0	0	
うち公選法			0			0	0	
基準五2該当			0			0	0	
うち公選法			0			0	0	
総計	0	1	1	0	0	0	1	0

(参考) 基準非該当につき常時恩赦として当期に受理した件数

0 件

- 1 特別基準恩赦該当事案についてのみ計上する。基準には該当しないが常時恩赦として出願を受理したものについては、(参考)欄に記載する。
- 2「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間(例えば、11月21日を提出期限とする通知の場合、当期とは、11月9日から11月20日までの期間)を指し、「前期」とは当期前の直近の期間を指す。
- 3「当期受理」には、職権上申の事務に着手したものを含む。
- 4「前期未済」は、前期の報告に係る「未済件数」と一致する。
- 5「その他」は、出願取下げや出願者死亡の件数である。
- 6 受理の「合計」 処理の「合計」 = 「未済件数」となる。
- 7管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。

特別基準恩赦受理処理状況(その2:罪名別受理状況)

庁名 名古屋高等検察庁

令和2年1月30日分

番号	罪名	氏名	刑の内容	顧書受理日
	該当なし			

【記載要領】

1 当期において受理した案件は、罪名ごとに、氏名及び刑の内容を記載する(同一の者に複数の刑があるときは、その者に係る記載は複数行にわたることとなる。)。

}

2「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間(例えば、11月21日を提出期限とする通知の場合、当期とは、11月9日から11月20日までの期間)を指す。

3管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。

令和2年1月31日分

庁名 名古屋地方検察庁

		受 理			処 理		未済	次期上申
	当期受理	前期未済	合計	当期上申	その他	合計	件数	予定件数
基準四該当	0	2	2	0	0	0	2	0
うち公選法	0	0	0	0	0	0	0	0
基準五1該当	0	2	2	0	1	1	1	0
うち公選法	0	0	0	0	0	0	0	0
基準五2該当	0	0	0	0	0	0	0	0
うち公選法	0	0	0	0	0	0	0	0
総計	0	4	4	0	1	1	3	0

(参考) 基準非該当につき常時恩赦として当期に受理した件数

0 件

- 1特別基準恩赦該当事案についてのみ計上する。基準には該当しないが常時恩赦として出願を受理したものについては、(参考)欄に記載する。
- 2 「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間(例えば、11月21日を提出期限とする通知の場合、当期とは、11月9日から11月20日までの期間)を指し、「前期」とは当期前の直近の期間を指す。
- 3「当期受理」には、職権上申の事務に着手したものを含む。
- 4「前期未済」は、前期の報告に係る「未済件数」と一致する。
- 5「その他」は、出願取下げや出願者死亡の件数である。
- 6受理の「合計」-処理の「合計」=「未済件数」となる。
- 7管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。

特別基準恩赦受理処理状況(その2:罪名別受理状況)

庁名 名古屋地方検察庁

令和2年1月31日分

番号	罪名	氏名	刑の内容	願書受理日
	該当なし			
				:

- 1当期において受理した案件は、罪名ごとに、氏名及び刑の内容を記載する(同一の者に複数の刑があるときは、その者に係る記載は複数行にわたることとなる。)。
- 2「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間(例えば、11月21日を提出期限とする通知の場合、当期とは、11月9日から11月20日までの期間)を指す。
- 3管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。

令和2年1月30日分

庁名 津地方検察庁

	受 理				処 理		未済	次期上申
	当期受理	前期未済	合計	当期上申	その他	合計	件数	予定件数
基準四該当		2	2			0	2	0
うち公選法			0			0	0	
基準五1該当		1	1			0	1	0
うち公選法			0			0	0	
基準五2該当			0	:		0	0	
うち公選法			0	*** **** ****		0	0	
総計	0	3	3	0	0	0	3	0

(参考) 基準非該当につき常時恩赦として当期に受理した件数

0 件

- 1特別基準恩赦該当事案についてのみ計上する。基準には該当しないが常時恩赦として出願を受理したものについては、(参考)欄に記載する。
- 2 「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間(例えば、11月21日を提出期限とする通知の場合、当期とは、11月9日から11月20日までの期間)を指し、「前期」とは当期前の直近の期間を指す。
- 3「当期受理」には、職権上申の事務に着手したものを含む。
- 4「前期未済」は、前期の報告に係る「未済件数」と一致する。
- 5「その他」は、出願取下げや出願者死亡の件数である。
- 6受理の「合計」-処理の「合計」=「未済件数」となる。
- 7 管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。

令和2年1月31日分

庁名 京都地方検察庁

		受 理			処 理		未済	次期上申
	当期受理	前期未済	合計	当期上申	その他	合計	件数	予定件数
基準四該当			0			0	0	
うち公選法		1 1001 1 1000 1	0			0	0	
基準五1該当	:	:	0			0	0	
うち公選法	i	1	1			0	1	1
基準五2該当			0			0	0	
うち公選法			0			0	0	
総計	0	1	1	0	0	0	1	1

(参考) 基準非該当につき常時恩赦として当期に受理した件数

0 件

- 1特別基準恩赦該当事案についてのみ計上する。基準には該当しないが常時恩赦として出願を受理したものについては、(参考)欄に記載する。
- 2「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間(例えば、11月21日を提出期限とする通知の場合、当期とは、11月9日から11月20日までの期間)を指し、「前期」とは当期前の直近の期間を指す。
- 3「当期受理」には、職権上申の事務に着手したものを含む。
- 4「前期未済」は、前期の報告に係る「未済件数」と一致する。
- 5「その他」は、出願取下げや出願者死亡の件数である。
- 6受理の「合計」-処理の「合計」=「未済件数」となる。
- 7管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。

特別基準恩赦受理処理状況(その2:罪名別受理状況)

庁名 京都地方検察庁

令和2年1月31日分

番号	罪名	氏名	刑の内容	願書受理日		
		·				

- 1 当期において受理した案件は、罪名ごとに、氏名及び刑の内容を記載する(同一の者に複数の刑があるときは、その者に係る記載は複数行にわたることとなる。)。
- 2「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間(例えば、11月21日を提出期限とする通知の場合、当期とは、11月9日から11月20日までの期間)を指す。
- 3管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。

令和2年1月31日分

庁名 大阪地方検察庁

-	• •		受 理	. :		処 理		未済	次期上申
		当期受理	前期未済	合計	当期上申	その他	合計	件数	予定件数
基	準四該当	,		0		٠, . ١	0	0	
``\	うち公選法			., 0			0	0	
基	準五1該当	1	5	6			0	6	
	うち公選法		1	1			0	1	,
基	準五2該当			0			0	.0	
	うち公選法			0			0	0.	
-	総計	1	5	6	O,	Ó	0	6	.0

(参考) 基準非該当につき常時恩赦として当期に受理した件数 ____0 件

- 1 特別基準恩赦該当事案についてのみ計上する。基準には該当しないが常時恩赦として出願を受 理したものについては、(参考)欄に記載する。
- 2 「当期」とは,本通知の提出期限前の直近の期間(例えば,11月21日を提出期限とする通知の場合,当期とは,11月9日から11月20日までの期間)を指し,「前期」とは当期前の 直近の期間を指す。
- 3 「当期受理」には、職権上申の事務に着手したものを含む。
- 4 「前期未済」は、前期の報告に係る「未済件数」と一致する。
- 5 「その他」は、出願取下げや出願者死亡の件数である。
- 6 受理の「合計」-処理の「合計」=「未済件数」となる。
- 7 管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。

特別基準恩赦受理処理状況(その2:罪名別受理状況)

庁名 大阪地方検察庁

令和2年1月31日分

番号	罪名	氏名	刑の内容	願書受理日
1				
	V 4			* * *
	1 1	1.1		
		1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		1, 1, 1,
		: 1 7 7 7 7		in the second
	111111111			
				The second secon

- 1 当期において受理した案件は、罪名ごとに、氏名及び刑の内容を記載する(同一の者に複数の刑があるときは、その者に係る記載は複数行にわたることとなる。)。
- 2 「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間(例えば、11月21日を提出期限とする通知の場合、当期とは、11月9日から11月20日までの期間)を指す。
- 3 管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。

令和2年1月31日分

庁名 神戸地方検察庁

		受 理			処 理		未済	次期上申
	当期受理	前期未済	合計	当期上申	その他	合計	件数	予定件数
基準四該当			0	•		0	0	
うち公選法			0			0	0	
基準五1該当	2	3	5			0	5	1
うち公選法			0	;		0	0	
基準五2該当			0			0	0	
うち公選法		•	0			0	0	
総計	2	3	5	0	0	0	5	1

(参考) 基準非該当につき常時恩赦として当期に受理した件数

0 件

- 1 特別基準恩赦該当事案についてのみ計上する。基準には該当しないが常時恩赦として出願を受理したものについては、(参考)欄に記載する。
- 2 「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間(例えば、11月21日を提出期限とする通知の場合、当期とは、11月9日から11月20日までの期間)を指し、「前期」とは当期前の直近の期間を指す。
- 3 「当期受理」には、職権上申の事務に着手したものを含む。
- 4「前期未済」は、前期の報告に係る「未済件数」と一致する。
- 5「その他」は、出願取下げや出願者死亡の件数である。
- 6受理の「合計」-処理の「合計」=「未済件数」となる。
- 7管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。

特別基準恩赦受理処理状況(その2:罪名別受理状況)

庁名 神戸地方検察庁

令和2年1月31日分

番号	罪名 氏名		刑の内容	願書受理日		
1		15 MATE 1				
2		克克斯基基特基				

【記載要領】

1当期において受理した案件は、罪名ごとに、氏名及び刑の内容を記載する(同一の者に複数の刑があるときは、その者に係る記載は複数行にわたることとなる。)。

2「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間(例えば、11月21日を提出期限とする通知の場合、当期とは、11月9日から11月20日までの期間)を指す。

3管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。

令和2年1月30日分

庁名 奈良地方検察庁

		受 理			処 理		未済	次期上申
	当期受理	前期未済	合計	当期上申	その他	合計	件数	予定件数
基準四該当			0			0	0	
うち公選法			0	!		0	0	
基準五1該当	1	1	2			0	2	
うち公選法	1		1		1	0	1	
基準五2該当			0			0	0	
うち公選法			0			0	0	
総計	2	1	3	0	0	0	3	0

(参考) 基準非該当につき常時恩赦として当期に受理した件数

0 件

- 1 特別基準恩赦該当事案についてのみ計上する。基準には該当しないが常時恩赦として出願を受理したものについては、(参考)欄に記載する。
- 2 「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間(例えば、11月21日を提出期限とする通知の場合、当期とは、11月9日から11月20日までの期間)を指し、「前期」とは当期前の直近の期間を指す。
- 3「当期受理」には、職権上申の事務に着手したものを含む。
- 4「前期未済」は、前期の報告に係る「未済件数」と一致する。
- 5「その他」は、出願取下げや出願者死亡の件数である。
- 6受理の「合計」-処理の「合計」=「未済件数」となる。
- 7 管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。

特別基準恩赦受理処理状況(その2:罪名別受理状況)

庁名 奈良地方検察庁

令和2年1月30日分

番号	罪名	氏名	刑の内容	願書受理日
1			BASSIAN SI	
2				级是铁银行力

【記載要領】

1当期において受理した案件は、罪名ごとに、氏名及び刑の内容を記載する(同一の者に複数の刑があるときは、その者に係る記載は複数行にわたることとなる。)。

2「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間(例えば、11月21日を提出期限とする通知の場合、当期とは、11月9日から11月20日までの期間)を指す。

3管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。

令和2年1月31日分

庁名 和歌山地方検察庁

		受 理			処 理		未済	次期上申
	当期受理	前期未済	合計	当期上申	その他	合計	件数	予定件数
基準四該当			0	:	:	0	0	
うち公選法			0			0	0	
基準五1該当		1	1			0	1	1
うち公選法			0			0	0	
基準五2該当			0			0	0	
うち公選法			0			0	0	
総計	0	1	1	0	0	0	1	1

(参考) 基準非該当につき常時恩赦として当期に受理した件数

0 件

- 1 特別基準恩赦該当事案についてのみ計上する。基準には該当しないが常時恩赦として出願を受理したものについては、(参考)欄に記載する。
- 2 「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間(例えば、11月21日を提出期限とする通知の場合、当期とは、11月9日から11月20日までの期間)を指し、「前期」とは当期前の直近の期間を指す。
- 3「当期受理」には、職権上申の事務に着手したものを含む。
- 4「前期未済」は、前期の報告に係る「未済件数」と一致する。
- 5「その他」は、出願取下げや出願者死亡の件数である。
- 6受理の「合計」-処理の「合計」=「未済件数」となる。
- 7管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。

特別基準恩赦受理処理状況(その2:罪名別受理状況)

庁名 和歌山地方検察庁

令和2年1月31日分

番号	. 罪名	氏名	刑の内容	願書受理日
1				, British
	*-1			
		-		

- 1当期において受理した案件は、罪名ごとに、氏名及び刑の内容を記載する(同一の者に複数の刑があるときは、その者に係る記載は複数行にわたることとなる。)。
- 2「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間(例えば、11月21日を提出期限とする通知の場合、当期とは、11月9日から11月20日までの期間)を指す。
- 3管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。

令和2年1月31日分

庁名 鳥取地方検察庁

	受 理				処 理		未済	次期上申
	当期受理	前期未済	合計	当期上申	その他	合計	件数	予定件数
基準四該当								
うち公選法			and the desire of the second					
基準五1該当		1	1	1		1		
うち公選法					ļ			
基準五2該当								
うち公選法								
総計		1	1	1		1		

(参考) 基準非該当につき常時恩赦として当期に受理した件数

件

- 1 特別基準恩赦該当事案についてのみ計上する。基準には該当しないが常時恩赦として出願を受理したものについては、(参考)欄に記載する。
- 2 「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間(例えば、11月21日を提出期限とする通知の場合、当期とは、11月9日から11月20日までの期間)を指し、「前期」とは当期前の直近の期間を指す。
- 3「当期受理」には、職権上申の事務に着手したものを含む。
- 4「前期未済」は、前期の報告に係る「未済件数」と一致する。
- 5 「その他」は、出願取下げや出願者死亡の件数である。
- 6受理の「合計」-処理の「合計」=「未済件数」となる。
- 7管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。

特別基準恩赦受理処理状況 (その2:罪名別受理状況)

庁名 鳥取地方検察庁

令和2年1月31日分

番号	罪名	氏名	刑の内容	願書受理日
	該 当	なし		

【記載要領】

1 当期において受理した案件は、罪名ごとに、氏名及び刑の内容を記載する(同一の者に複数の刑があるときは、その者に係る記載は複数行にわたることとなる。)。

- 2「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間(例えば、11月21日を提出期限とする通知の場合、当期とは、11月9日から11月20日までの期間)を指す。
- 3管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。

令和2年1月30日分

庁名 松江地方検察庁

		受 理			処 理		未済	次期上申
	当期受理	前期未済	合計	当期上申	その他	合計	件数	予定件数
基準四該当			0			0	0	
うち公選法			0	m. Cart 1 - 11000	W 11 - 10.000	0	0	
基準五1該当		6	6			. 0	6	6
うち公選法		1	1	Park 2 (19) we required a property of the		0	1	1
基準五2該当		:	0			0	0	
うち公選法			0			0	0	
総計	0	6	6	0	0	0	6	6

(参考) 基準非該当につき常時恩赦として当期に受理した件数 0件

- 1 特別基準恩赦該当事案についてのみ計上する。基準には該当しないが常時恩赦として出願を受理したものについては、(参考)欄に記載する。
- 2「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間(例えば、11月21日を提出期限とする通知の場合、当期とは、11月9日から11月20日までの期間)を指し、「前期」とは当期前の直近の期間を指す。
- 3「当期受理」には、職権上申の事務に着手したものを含む。
- 4「前期未済」は、前期の報告に係る「未済件数」と一致する。
- 5「その他」は、出願取下げや出願者死亡の件数である。
- 6 受理の「合計」 処理の「合計」 = 「未済件数」となる。
- 7管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。

特別基準恩赦受理処理状況 (その2:罪名別受理状況)

庁名 松江地方検察庁

令和2年1月30日分

番号	罪名	氏名	刑の内容	願書受理日
1			新取為時	BARTETE TO A ST
2		IN SECTION		
3		BALKHA		网络水类科
4	NEW SANS	STATE OF		
5	MERITA SERVICE		MEMBER	美国政策发展处理
6			TESTS IN	预测是连续

【記載要領】

1当期において受理した案件は、罪名ごとに、氏名及び刑の内容を記載する(同一の者に複数の刑があるときは、その者に係る記載は複数行にわたることとなる。)。

2「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間(例えば、11月21日を提出期限とする通知の場合、当期とは、11月9日から11月20日までの期間)を指す。

3管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。

令和2年1月31日分

庁名 岡山地方検察庁

		受 理			処 理		未済	次期上申
	当期受理	前期未済	合計	当期上申	その他	合計	件数	予定件数
基準四該当		!	0		ŝ	0	0	
うち公選法		i	0		:	0	0	
基準五1該当	4		4			0	4	
うち公選法			0	1		0	0	
基準五2該当			0		:	0	0	
うち公選法			0			0	0	
総計	4	0	4	0	0	0	4	0

(参考) 基準非該当につき常時恩赦として当期に受理した件数 件

- 1特別基準恩赦該当事案についてのみ計上する。基準には該当しないが常時恩赦として出願を受理したものについては、(参考)欄に記載する。
- 2 「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間(例えば、11月21日を提出期限とする通知の場合、当期とは、11月9日から11月20日までの期間)を指し、「前期」とは当期前の直近の期間を指す。
- 3「当期受理」には、職権上申の事務に着手したものを含む。
- 4「前期未済」は、前期の報告に係る「未済件数」と一致する。
- 5「その他」は、出願取下げや出願者死亡の件数である。
- 6受理の「合計」-処理の「合計」=「未済件数」となる。
- 7管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。

特別基準恩赦受理処理状況 (その2:罪名別受理状況)

庁名 岡山地方検察庁

令和2年1月31日分

番号	罪名	氏名	刑の内容	願書受理日
1				
2				
3				
4			2000年	

- 1当期において受理した案件は、罪名ごとに、氏名及び刑の内容を記載する(同一の者に複数の刑があるときは、その者に係る記載は複数行にわたることとなる。)。
- 2 「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間(例えば、11月21日を提出期限とする通知の場合、当期とは、11月9日から11月20日までの期間)を指す。
- 3 管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。

令和2年1月31日分

庁名 広島地方検察庁

		受 理			処 理		未済	次期上申
	当期受理	前期未済	合計	当期上申	その他	合計	件数	予定件数
基準四該当		!	0			0	0	
うち公選法			0			0	0	
基準五1該当		3	3	1	and the second s	1	2	
うち公選法	The state of the s		0			0	0	
基準五2該当			0	!		0	0	
うち公選法		Acres 4	0			0	0	***************************************
総計	0	3	3	1	0	1	2	0

(参考) 基準非該当につき常時恩赦として当期に受理した件数

0 件

- 1 特別基準恩赦該当事案についてのみ計上する。基準には該当しないが常時恩赦として出願を受理したものについては、(参考)欄に記載する。
- 2「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間(例えば、11月21日を提出期限とする通知の場合、当期とは、11月9日から11月20日までの期間)を指し、「前期」とは当期前の直近の期間を指す。
- 3「当期受理」には、職権上申の事務に着手したものを含む。
- 4「前期未済」は、前期の報告に係る「未済件数」と一致する。
- 5「その他」は、出願取下げや出願者死亡の件数である。
- 6受理の「合計」 処理の「合計」 = 「未済件数」となる。
- 7管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。

特別基準恩赦受理処理状況(その2:罪名別受理状況)

庁名 広島地方検察庁

令和2年1月31日分

番号	罪名	氏名	刑の内容	願書受理日

- 1 当期において受理した案件は、罪名ごとに、氏名及び刑の内容を記載する(同一の者に複数の刑があるときは、その者に係る記載は複数行にわたることとなる。)。
- 2「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間(例えば、11月21日を提出期限とする通知の場合、当期とは、11月9日から11月20日までの期間)を指す。
- 3 管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。

令和 2 年 1 月31日分

庁名 高松地方検察庁

		受 理			処 理		未済	次期上申
	当期受理	前期未済	合計	当期上申	その他	合計	件数	予定件数
基準四該当			0			0	0	
うち公選法			0			0	0	
基準五1該当		1	1	1		1	0	
うち公選法			0			0	0	
基準五2該当			0			0	0	
うち公選法			0			0	0	
総計	0	1	1	1	0	1	0	0

(参考) 基準非該当につき常時恩赦として当期に受理した件数 0件

- 1 特別基準恩赦該当事案についてのみ計上する。基準には該当しないが常時恩赦として出願を受理したものについては、(参考) 欄に記載する。
- 2 「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間(例えば、11月21日を提出期限とする通知の場合、当期とは、11月9日から11月20日までの期間)を指し、「前期」とは当期前の直近の期間を指す。
- 3「当期受理」には、職権上申の事務に着手したものを含む。
- 4「前期未済」は、前期の報告に係る「未済件数」と一致する。
- 5 「その他」は、出願取下げや出願者死亡の件数である。
- 6 受理の「合計」 処理の「合計」 = 「未済件数」となる。
- 7管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。

特別基準恩赦受理処理状況(その2:罪名別受理状況)

庁名 高松地方検察庁

令和 2 年 1 月31日分

番号	罪名	氏名	刑の内容	願書受理日
1		交换的图像		
			\$ -	

- 1当期において受理した案件は、罪名ごとに、氏名及び刑の内容を記載する(同一の者に複数の刑があるときは、その者に係る記載は複数行にわたることとなる。)。
- 2「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間(例えば、11月21日を提出期限とする通知の場合、当期とは、11月9日から11月20日までの期間)を指す。
- 3管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。

令和2年1月31日分

庁名 徳島地方検察庁

		受 理			処 理		未済	次期上申
	当期受理	前期未済	合計	当期上申	その他	合計	件数	予定件数
基準四該当			0			0	0	
うち公選法			0			0	0	
基準五1該当		1	1			0	1	
うち公選法		3	0			0	0	
基準五2該当			0	:	:	0	0	
うち公選法			0			0	0	
総計	0	1	1	0	0	0	1	0

(参考) 基準非該当につき常時恩赦として当期に受理した件数 件

- 1特別基準恩赦該当事案についてのみ計上する。基準には該当しないが常時恩赦として出願を受理したものについては、(参考)欄に記載する。
- 2 「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間(例えば、11月21日を提出期限とする通知の場合、当期とは、11月9日から11月20日までの期間)を指し、「前期」とは当期前の直近の期間を指す。
- 3「当期受理」には、職権上申の事務に着手したものを含む。
- 4「前期未済」は、前期の報告に係る「未済件数」と一致する。
- 5「その他」は、出願取下げや出願者死亡の件数である。
- 6受理の「合計」-処理の「合計」=「未済件数」となる。
- 7 管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。

令和2年1月31日分

庁名 福岡高等検察庁

		受 理			処 理		未済	次期上申
	当期受理	前期未済	合計	当期上申	その他	合計	件数	予定件数
基準四該当		1	1			0	1	
うち公選法			0			0	0	
基準五1該当			0			0	0	
うち公選法			0			0	0	
基準五2該当			0			0	0	
うち公選法			0			0	0	
総計	0	1	1	0	0	0	1	0

(参考) 基準非該当につき常時恩赦として当期に受理した件数

0件

- 1 特別基準恩赦該当事案についてのみ計上する。基準には該当しないが常時恩赦として出願を受理したものについては、(参考)欄に記載する。
- 2「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間(例えば、11月21日を提出期限とする通知の場合、当期とは、11月9日から11月20日までの期間)を指し、「前期」とは当期前の直近の期間を指す。
- 3「当期受理」には、職権上申の事務に着手したものを含む。
- 4「前期未済」は、前期の報告に係る「未済件数」と一致する。
- 5 「その他」は、出願取下げや出願者死亡の件数である。
- 6受理の「合計」-処理の「合計」=「未済件数」となる。
- 7管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。

特別基準恩赦受理処理状況(その2:罪名別受理状況)

庁名 福岡高等検察庁

令和2年1月31日分

番号	罪名	氏名	刑の内容	願書受理日
l				

- 1当期において受理した案件は、罪名ごとに、氏名及び刑の内容を記載する(同一の者に複数の刑があるときは、その者に係る記載は複数行にわたることとなる。)。
- 2「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間(例えば、11月21日を提出期限とする通知の場合、当期とは、11月9日から11月20日までの期間)を指す。
- 3 管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。

令和2年1月31日分

庁名 福岡地方検察庁

		受 理			処 理		未済	次期上申
	当期受理	前期未済	合計	当期上申	その他	合計	件数	予定件数
基準四該当	5	2	7			0	7	2
うち公選法			0			0	0	
基準五1該当	0	3	3	1		1	2	
うち公選法	- 70011		0			0	0	
基準五2該当			0			0	0	
うち公選法			0			0	0	
総計	5	5	10	1	0	1	9	2

(参考) 基準非該当につき常時恩赦として当期に受理した件数

0件

- 1特別基準恩赦該当事案についてのみ計上する。基準には該当しないが常時恩赦として出願を受理したものについては、(参考)欄に記載する。
- 2「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間(例えば、11月21日を提出期限とする通知の場合、当期とは、11月9日から11月20日までの期間)を指し、「前期」とは当期前の直近の期間を 指す。
- 3「当期受理」には、職権上申の事務に着手したものを含む。
- 4「前期未済」は、前期の報告に係る「未済件数」と一致する。
- 5「その他」は、出願取下げや出願者死亡の件数である。
- 6受理の「合計」-処理の「合計」=「未済件数」となる。
- 7管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。

特別基準恩赦受理処理状況(その2:罪名別受理状況)

庁名 福岡地方検察庁

令和2年1月31日分

番号	罪名	氏名	刑の内容	願書受理日
1			企业证 债	
2				被争场进行落公 世
3				Maria Salahata
4			新发验产生	MARKAR MARKET
5			MARKE SALE	教教会的执行
6	洲红旗建筑		联任场部语到	
7				
8				
9				
10		ELEX.IV		

- 1当期において受理した案件は、罪名ごとに、氏名及び刑の内容を記載する(同一の者に複数の刑があるときは、その者に係る記載は複数行にわたることとなる。)。
- 2「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間(例えば、11月21日を提出期限とする通知の場合、当期とは、11月9日から11月20日までの期間)を指す。
- 3 管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。

令和2年1月31日分

庁名 熊本地方検察庁

		受 理			処 理		未済	次期上申
	当期受理	前期未済	合計	当期上申	その他	合計	件数	予定件数
基準四該当			0			0	0	
うち公選法			0			0	0	
基準五1該当	1		1			0	1	
うち公選法			0	200000000000000000000000000000000000000		0	0	
基準五2該当			0			0	0	
うち公選法			0			0	0	
総計	1	0	1	0	0	0	1	0

(参考) 基準非該当につき常時恩赦として当期に受理した件数

0 件

- 1 特別基準恩赦該当事案についてのみ計上する。基準には該当しないが常時恩赦として出願を受理したものについては、(参考)欄に記載する。
- 2 「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間(例えば、11月21日を提出期限とする通知の場合、当期とは、11月9日から11月20日までの期間)を指し、「前期」とは当期前の直近の期間を指す。
- 3「当期受理」には、職権上申の事務に着手したものを含む。
- 4「前期未済」は、前期の報告に係る「未済件数」と一致する。
- 5「その他」は、出願取下げや出願者死亡の件数である。
- 6 受理の「合計」 処理の「合計」 = 「未済件数」となる。
- 7管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。

特別基準恩赦受理処理状況(その2:罪名別受理状況)

庁名 熊本地方検察庁

令和2年1月31日分

番号	罪名	氏名	刑の内容	願書受理日
1				是对你还可能
				STORMOR SEED OF THE SEED OF TH

- 1当期において受理した案件は、罪名ごとに、氏名及び刑の内容を記載する(同一の者に複数の刑があるときは、その者に係る記載は複数行にわたることとなる。)。
- 2「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間(例えば、11月21日を提出期限とする通知の場合、当期とは、11月9日から11月20日までの期間)を指す。
- 3管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。

令和 2年 1月31日分

庁名 長崎地方検察庁

		受 理			処 理		未済	次期上申
	当期受理	前期未済	合計	当期上申	その他	合計	件数	予定件数
基準四該当		Į,	0			0	0	
うち公選法		-	0			0	0	
基準五1該当		1	1			0	1	1
うち公選法			0	And the second s		0	0	
基準五2該当			0			0	0	
うち公選法			0		Marie Control	0	0	-
総計	0	1	1	0	0	0	1	1

(参考) 基準非該当につき常時恩赦として当期に受理した件数

件

- 1特別基準恩赦該当事案についてのみ計上する。基準には該当しないが常時恩赦として出願を受理したものについては、(参考)欄に記載する。
- 2「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間(例えば、11月21日を提出期限とする通知の場合、当期とは、11月9日から11月20日までの期間)を指し、「前期」とは当期前の直近の期間を指す。
- 3「当期受理」には、職権上申の事務に着手したものを含む。
- 4「前期未済」は、前期の報告に係る「未済件数」と一致する。
- 5「その他」は、出願取下げや出願者死亡の件数である。
- 6受理の「合計」-処理の「合計」=「未済件数」となる。
- 7管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。

特別基準恩赦受理処理状況(その2:罪名別受理状況)

庁名 長崎地方検察庁

令和 2年 1月31日分

番号	罪名	氏名	刑の内容	願書受理日	
1					
			A CONTRACTOR OF THE CONTRACTOR		

- 1当期において受理した案件は、罪名ごとに、氏名及び刑の内容を記載する(同一の者に複数の刑があるときは、その者に係る記載は複数行にわたることとなる。)。
- 2「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間(例えば、11月21日を提出期限とする通知の場合、当期とは、11月9日から11月20日までの期間)を指す。
- 3管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。